

北海道議會時報

第 8 卷 第 10 号

昭和 31 年 10 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第8卷第10号(昭和31年)

— 第 10 号 目 次 —

議会の動き

常任委員会……………1

特別委員会……………6

総合開発調査特別委員会

北海道税条例改正審査特別委員会

会合

全国都道府県議会議長会……………8

北海道東北六県議会議長会……………8

北海道東北六県議会事務局長連絡協議会……………8

資料

九月十五日現在産米収穫予想……………10

町村合併進捗状況調……………11

雑 録

地方行政疑義問答集……………14

費用弁償条例に基づく調査研究旅費及び

通信費の支給について

決算認定のための審査の範囲について

図書室だより……………17

九月のメモ

表紙写真

秋

北海道議会議務局撮影

議会の動向

常任委員会

議会運営委員会

○九月十七日 午後二時三十分、運営委員室において小委員会を開議。

会議規則改正案の疑問点に対する自治庁の見解並びに全国議長会における会議規則試案検討の経過について事務局長、議事課長より説明を聴取の後、北海道議会議規則試案第一条より第五十一条まで逐条審議を行い、午後四時四十分散会。

○九月十八日 午前十一時二十分、運営委員室において小委員会を開議。

前回に引続き会議規則試案第五十二条より第二百二十一条まで及び委員会条例試案の全文について逐条審議を終了、小委員会の審議経過については委員会に報告することとし、午後四時三分散会。

○九月十九日 午前十一時二十五分、運営委員室において開議。

高田委員長（社）より、会議規則及び委員会条例改正に関する小委員会における審査の経過について報告の後、委員会条例第二条の常任委員会の名称、委員定数及び所管の問題、議運又は各派交渉会の設置の問題、閉会中継続審査の請願、陳情並びに新たに付託する案件の取扱ひ方等については各派で検討しておくこととし、午前十一時五十五分散会。

水産委員会

○九月八日 午前十一時三十六分、第三委員室において開議。

開議前、浜頓別漁業協同組合長より、凶漁対策の一環として副業にミンク貸付による飼育事業の実施方について陳情を聴取。

井野委員長（社）より、請願、陳情については保留する旨を述べ、鯨凶漁対策並びに領土復帰対策の経過については水産部長より説明を聴取、沖野（自民）、松平（自民）、川端（自民）各委員及び委員長より、北洋漁業へ転換した底曳船の噸数補充の問題について質疑及び意見があり、水産部長、水産課長、漁業調整課長より答弁、ついで川端（自民）、阿部（自民）委員より、南千島底曳船試験操業の漁獲物陸揚地指定についてそれぞれ意見があり、松平委員（自民）より、沿海州たら釣漁業の許可方針について質疑、水産部長より答弁、沖野委員（自民）より、利礼海区におけるたら漁業経営の採算の問題及び本年着業の十六隻の赤字対策、日本海ます流網試験操業の許可証返納問題、鯨鯊漁業制限のブルガーニン・ラインに対する考え方等について質疑があり、暫時休憩、午後一時十七分再開、休憩前の沖野委員の質疑に対する水産部長の答弁があつて、沖野委員より繰

り返し質疑及び資料の提出要求があつて、午後一時三十分散分。

労働委員会

○九月七日 午後一時三十五分、第三委員室において開議。

- ① 山内委員長（労）より、請願、陳情の取扱い方について諮り、請願、陳情については保留することに決し、ついで最近の労働事情について労政課長、失業保険課長、職業安定補導課次長より説明を聴取、井野委員（社）より、本道産業構造に伴う賃金構成の在り方、未組織労働者特に漁船乗組員の災害に対する共済制度の問題等について、阿部委員（自民）より、中小企業労働事情調査のパンフットの釧路某印刷所における組合圧迫に関する記事の問題について質疑があり、労働部長、労政課長より答弁
- ② 次に道内労働事情調査の実施について諮り、水産事情の調査と併せ行うこととし、午後二時四十分散会。

農務委員会

○九月十二日 午前十時四十四分、運営委員室において開議。

秋山委員長（協ク）より、今年の冷害による被害状況について説明を求め、農業改良課長より説明を聴取、暫時休憩（休憩中、網走管内北見地区農民同盟委員長及び書記長より、冷災害対策について

陳情を聴取）、午前十一時二十五分再開、冷害凶作に対する対策並びに道のとつた措置について農務部長より説明を聴取、深山委員（自民）より、被害数字に対する農林省調査との喰い違い防止について、井口委員（社）より、救農事業を実施できない地域に対する現金収入の方途について、高橋（辰）委員（社）より、本年の作付に対する指導について、山元委員（自民）より、農業改良普及員の配置について、高橋（石）委員（協ク）より、散発的な救農土木事業を認める問題について、大沢委員（自民）より、牛の飼料問題、病害虫防除、農業改良普及員の指導、農地の開拓等の諸問題に対する農地開拓部との連繫並びに農務部の強力な指導の必要、恒久対策の樹立と農業経営形態再検討の問題、営農資金の借替措置等について、堀野委員（社）より、経営形態の再検討の必要、地帯別農業の確立、専門技術員制度の再検討の問題、種籾需給状況の見通し等について、中野（与）委員（社）より、対策の早急実施について、橋本（正）副委員長（社）より、経営形態に関する指導の必要、冷害対策特別委員会設置の必要等について質疑及び意見があり、農務部長、農業改良課長より答弁、ついで委員長より、本日開かれる冷害対策連絡協議会において食糧不足農家に対する対策、共済金の年内支払に関する調査の早急実施方、災害救助法の適用を受ける方途、農林大臣に対する現地調査の要請等についても協議されたい旨の要望があり、なお明日午前八時より委員会を開くこととし、午後一時十分散会。

○九月十三日 午前八時三十分、運営委員室において開議。

秋山委員長（協ク）より、昨日に引続き冷害凶作対策について協議を行う旨を述べ、理事者側の対策について農務部長より説明を聴取、ついで冷害に対する災害救助法の適用がない点について社会課長より説明を聴取、橋本（正）副委員長（社）より、農地開拓部との連絡調整、共済金の年内支払問題等について、井口委員（社）より、

冷害対策本部の受入窓口の問題について、中野(与)委員(社)より、凶作の度合に応じた配分の適正化について、高橋(石)委員(協ク)より、種穀配分の問題について、大沢委員(自民)より、夏作の種子に対する見通しと助成の問題について、高橋(辰)委員(社)より、松村品種の種穀配分の問題、冷害対策本部運営の問題等について質疑及び意見があり、農務部長より答弁、ついで冷害凶作対策特別委員会の設置並びに冷害対策本部の一本化による運営について委員会の意見として委員長より議長に申し入れることに決し、暫時休憩(休憩中、道南生産連会長より、道南地方の冷害に対し現地調査の上対策を講ぜられたい旨の陳情を聴取)、午前九時五十五分再開、高橋(辰)(社)、井口(社)、高橋(石)(協ク)、大沢(自民)各委員より、松村品種の問題、農業試験場の運営と指導の問題等について質疑及び意見があり、農業試験場副場長より答弁があつて、

② 作況調査の終了していない地区に対し現地調査を実施することとし、第一班上川支庁管内に橋本(正)副委員長(社)、山元(自民)、高橋(石)(協ク)、深山(自民)各委員、第二班石狩、空知支庁管内に井口(社)、新川(与)、大島(自民)、中野(与)(社)各委員、第三班渡島、檜山支庁管内に高橋(辰)(社)、杉本(自民)、増田(社)、堀野(社)各委員、期間は九月十四日より十八日まで五日間に決定、なお秋山委員長(協ク)は九月十三日より二十日まで来道の衆院農林水産委員に同行することとし、午前十一時十五分散会。

○九月二十日 午前十一時二分、第二委員室において開議。

秋山委員長(協ク)より、衆院農林水産委員の視察に同行の経過について報告の後、道内作況調査の報告を行うこととし橋本(正)副委員長(社)より上川支庁管内について、新川委員(与)より石狩、空知支庁管内について、高橋(辰)委員(社)より渡島、檜山支庁管内についてそれぞれ現地の状況について報告があつて、暫時休憩、

(休憩中、後志地区冷害対策推進協議会代表より、冷害凶作対策の実施並びに明年の再生産対策、現地調査の実施方等について陳情を聴取)、午前十一時四十二分再開、ついで高橋(辰)(社)、新川(与)、深山(自民)、井口(社)、中野(与)(社)各委員及び橋本(正)副委員長(社)より、農林省の作況調査の発表と実状との相違並びに作況に関する報導の適正化の問題についてそれぞれ質疑及び意見があつて、農務部長より答弁、ついでその後の対策について農務部長より説明を聴、橋本(正)副委員長(社)より、種穀対策について、山元委員(自民)より、種穀確保の対策について、高橋(辰)委員(社)より、ビートバルブの飼料確保について、新川委員(与)より、食糧問題の見通しについて、増田委員(社)より、農協の運営資金対策、衆院農林水産委員の特別立法に対する考え方等について質疑があり、農務部長、農業改良課長より答弁、ついで新川委員(与)より、明日中央で開かれる北海道開発審議会で特別立法等について要請してはどうかとの発言があつて、委員長より、オヴザーヴアとして出席する議員に連絡する旨を述べ、理事者に対して冷害凶作対策については万遺漏なきを期されたい旨の要望があつて、午後一時散会。

民 生 委 員 会

○九月十三日 午前十一時二十八分、運営委員室において開議。

井口委員長(社)より、請願、陳情の取扱ひ方について諮り、保留とすることに決定、ついで委員長、新川副委員長(与)より、引揚集団収容施設の補修費補助率の引上げに関する中央折衝経過につ

いて報告があつて、次に道内民生事情調査の経過について報告を行うこととし、杉本委員（自民）より、胆振、日高、十勝、釧路国、根室、網走各支庁管内について、中野（与）委員（社）より、留萌、宗谷、網走各支庁管内についてそれぞれ報告の後、大沢委員（自民）より、引揚者収容施設の補修費補助率引上げの問題について質疑及び意見があり、新川委員（労）より、中央の状況について説明、また社会課長より答弁があつて、午後零時三十分散会。

商工委員会

○九月八日 午後十一時十七分、第一委員室において開議。

森川委員長（社）より、請願、陳情については保留する旨を述べ、泉谷委員（自民）より道内商工事情調査の経過について報告があつて、堀田（自民）大久保（自民）西川（自民）各委員及び委員長より、観光地における旅館のサービスの問題についてそれぞれ意見があり、ついで月寒競輪場の実情について工業課長より説明を聴取、委員会終了後本日競輪場の視察を実施することとし、午前十一時四十七分散会。

農地開拓委員会

○九月十日 午前十一時三十分、運営委員室において林務、農地開拓小

委員会合同審査会を開議。

① 冒頭、合同審査会主査及び副主査の選任について協議の結果、主査に黒松農地開拓小委員会主査（協ク）、副主査に堀田林務小委員会主査（自民）を決定。

② 黒松主査（協ク）より、林務、開拓両行政の調整に関する件を議題に供し、林務、開拓両行政の調整方針に対する林務部の考え方について森林企画課長より説明を聴取、伊藤（作）（自民）、佐野（社）、道下（協ク）、遠藤（社）、大久保（自民）、舟木（社）、五藤（社）各委員、堀田副主査（自民）、笠井農地開拓委員長（社）より、林務、開拓両行政の調整について質疑及び意見の交換があつて、森林企画課長、開拓経営課次長より答弁、一旦休憩、午後二時四十分再開、天谷農地開拓副委員長（協ク）より、明日林務部としての調整方針について説明を聴きそれを中心に協議を行つて新しい委員会に引きつぐこととしてはどうかとの意見があつて、異議なくそのこととし、午後二時四十五分散会。

○九月十一日 午後一時二十分、運営委員室において林務、農地開拓小委員会合同審査会を開議。

黒松主査（協ク）より、林務、開拓両行政の調整方針について説明を求め、森林企画課長より説明を聴取、堀田（自民）、佐野（社）、五藤（社）、伊藤（作）（自民）、大久保（自民）各委員及び笠井農地開拓委員長（社）、天谷農地開拓副委員長（協ク）より、林務、農地開拓両行政の調整について質疑及び意見があり、森林企画課長、同課森林計画班長、農地課長、林業指導課係員より答弁、佐野委員（社）より、自治法改正に伴い近く常任委員会の構成が変るのであるから小委員会の調査経過を報告して新しい委員会で結論を出してもらうべきである旨の発言があつて、暫時休憩、午後三十分再開、黒松農地開拓小委員会主査より、従来からの調査経過をと

りまとめて報告する旨を述べ、午後三時十一分散会。

○九月十二日 午前十一時、第三委員室において開議。

- ① 笠井委員長(社)より、開拓地における本年度の冷害状況並びに対策について説明を求め、農地開拓部長、開拓経営課長より説明を聴取、天谷副委員長(協ク)より、作柄の実状把握と中央折衝の実施について、津川委員(社)より、開拓者の営農に対する根本的対策の検討の必要、不振地区に対する予算獲得の強力な打ち出し方等について、吉田委員(自民)より、被害農家に対する生活保護の問題について、山本委員(自民)より、被害調査の急速な実施と正確な被害数字の把握の必要について質疑及び意見があり、農地開拓部長より答弁、委員長より、正確な被害数字の調査方について要望があり、一旦休憩(休憩中、北見地区農民連盟執行副委員長より、冷害救済対策の早急実施方について陳情を聴取)、午後二時三分再開。
- ② 請願、陳情の審査を行い、請願第二百二十三号、第三百四号、第三百六号、第三百七号、第三百十四号、第三百十五号、第三百二十号、陳情第三百九号、第四百三三号、第四百十二号、第四百二十号、第四百四十九号は採択、請願第七十号、第三百八号、第三百四十号、陳情第三百五十四号は保留に決定。
- ③ 開拓地における冷害状況並びに土地改良事業について現地調査を実施することとし、第一班十勝、釧路国、網走各支庁管内に天谷副委員長(協ク)、太田(社)、吉田(自民)、大石(社)各委員、第二班上川、空知、渡島、檜山各支庁管内に笠井委員長(社)、桶谷(自民)、山本(自民)、佐野(社)、津川(社)、黒松(協ク)、遠藤(社)各委員、期間はそれぞれ明十三日より十九日まで七日間に決定、午後三時二十五分散会。

林務委員会

○九月二十日 午前十一時五分、第三委員室において開議。

- 開議前、十勝支庁管内森林組合振興会代表より、林地買収の中止等について陳情を聴取、
- ① 窪田委員長(社)より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第三百五号、陳情第九十七号、第四百五十二号乃至第四百五十四号、第四百九十四号は採択、請願第二百五十八号は不採択に決定。
- ② 次に堀田委員(自民)より、小委員会の経過について報告を行い、ついで同委員より本年の造林の状況、野鼠駆除薬配付の問題等について質疑、林務部長、同次長より答弁があつて、午前十一時三十八分散会。

治安委員会

○九月十日 午後一時三十五分、第一委員室において開議。

- ① 田呂委員長(協ク)より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第三百三十九号(瀬棚警察署庁舎改築に伴う位置に関する件)、同第四百四十号(北檜山町に警察署設置の件)、同第四百四十一号(今金警部派出所を地区警察本署に昇格の件)を一括議題に供し、その後の状況について警察本部長より説明を聴取、本件の取扱い方について協議の後、一旦休憩、午後二時三十五分再開、審査を続行することとし、北檜山町に警察庁舎設置についてそれぞれ意見があつて、岩田

委員（自民）より、意見が一致しないので無記名投票により採決を行われない旨の動議を提出、異議なくそのことに決したが、舟木副委員長（社）より、席を外している委員も居るので採決を行うのを暫く待つてほしい旨の発言があつて、本件の採決は後刻行うこととして、他の請願、陳情の審査を続行、請願第二百十二号、第二百四十二号、陳情第四百七十七号、第四百七十八号、第五百二二号は採決、陳情第四百二十一号は不採決、請願第四百十二号、陳情第二百九十六号は継続審査に決定、暫時休憩、午後三時五十一分再開。

② ついで請願第三百三十九号乃至第四百一十一号について無記名投票による採決を行うこととし、請願第三百三十九号は投票の結果、投票総数十三票、賛成六票、反対七票にて不採決、請願第四百十号は投票総数十三票、賛成十一票、反対二票にて採決、請願第四百一十一号は投票の煩を避けることとし、これを諮つて不採決に決定、不採決となつた請願第三百三十九号及び第四百一十一号については「従前の瀬棚警察署を所管区域とする警察署の改築箇所は北檜山町に置くことが適当と認めるから願意に添い得ない」旨の理由を付することに決した。

③ 次に全般的な質疑に入り、和平委員（労）より、日共の会議における盗聴問題の報導に関連して質疑があり、警察本部長より答弁。

④ 道内警察行政事情調査を実施することとし、旭川、北見方面本部管内に和平（労）、橋本（清）（社）、児見山（社）各委員を派遣することに決し、午後四時二十六分散会。



特別委員会

総合開発調査特別委員会

○九月二十五日 午後一時五分、第三委員室において開議。

蒔田委員長（自民）より、北海道開発審議会の状況について報告を求め、八月二十日から同二十五日まで開かれた審議会の総会並びに小委員会の経過について二瓶委員（協）より、九月二十一日の審議会の経過について津川委員（社）よりそれぞれ報告があつて、午後一時三十分散会。

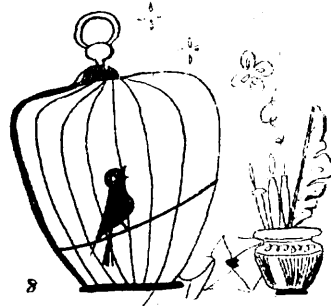
北海道税条例改正審査特別委員会

○九月十九日 午後一時二十五分、第一委員室において開議。

佐々木副委員長（自民）より、自動車取得税に関する提出資料について説明を求め、税務課長より説明を聴取、井野委員（社）より、資料検討等のため質疑は次回委員会で行うこととされたい旨の発言があつて、異議なくそのことに決し、午後一時三十五分散会。

○九月二十日 午後零時十五分、第一委員室において開議。

佐々木副委員長（自民）より、昨日提出された自動車取得税に関する資料について質疑を行う旨を述べ、中古車評価基準に関する資料の提出見通しについて税務課長より説明を聴取、二瓶委員（協ク）より、地区別中古自動車耐用年数基準、本道における自動車税三割軽減の理由、自動車取得税負担に関する試算における耐用年数四年の根拠等に関する資料の提出要求があつて、暫時休憩、午後零時三十分再開、佐々木副委員長（自民）より、二瓶委員より要求のあつた資料については速かに提出されたい旨を述べ、ついで川口（自民）、林（自民）委員より昨日提出された資料に基いて質疑があり、総務部次長、税務課長より答弁、自動車取得税実施府県の耐用年数調、気象的に見ての稼働率、走行の状況、道路が悪いための消耗率、軽油の価格と消費量及びこれ等を考慮した採算等に関する資料の提出要求があつて、午後一時十分散会。





全国都道府県議会議長会

○九月三日より三日間 東京都議会第三委員会において参与会を開催、かねて検討中の標準「委員会条例」及び「会議規則」について衆議院西沢法制局長並びに自治庁行政課よりの参加を得て逐条検討を行い、議長会に報告する最終案を決定した。

○九月八日 東京都議会第四委員会において幹事会を開催、来る第三十五回定例会において行う自治功労者の表彰及び定例会に提出すべき幹事会議案について協議するとともにさきに参与会に下命した標準「委員会条例」及び「会議規則」について検討した。

報告事項

第一回新市町村建設促進中央審議会の経過について
幹事会提出として決定の議案

- 一、地方自治確立に関する決議
- 二、地方財政確立に関する決議
- 三、原水爆禁止に関する決議

四、沖繩の復帰に関する要望
その他の協議事項

- 一、第三十五回定例会ブロック提出議案の整理について
- 二、水道公団設立促進について

○九月二十五日 東京都議会第三委員会において正、副会長会議を開催、第三十五回定例会幹事会提出議案の作成、ブロック提出議案の整理及び特別功労者の表彰実施について協議した。

北海道東北六県議会議長会

○九月六、七の両日 山形市において開催、次の事項について種々協議を行い、関係庁に要望することにした。

- 一 地方行財政の確立について
- 一 地方交付税増額措置について
- 一 過去の公債償還と金利の引下げについて
- 一 東北開発に関する公共事業について
- 一 中小企業融資の枠拡大について

北海道東北六県議会事務局長連絡協議会

○九月五日 山形市において開催、各県より、提出の議題を中心に協議、

懇談した。

協議事項

- 一、地方自治法第百十四条の会議時間について
- 二、議場閉鎖の場合の離席について
- 三、緊急動議の取扱いについて
- 四、地方自治法第百十七条の「議長及び議員の除斥」について
- 五、微罰事犯について

懇談事項

- 一、議員の県内、外視察について
- 一、月額旅費の扱い、議員野球の参加等について
- 一、報酬改正の実情について
- 一、常任委員会の改編及び委員会運営の実情について





9月15日現在産米收穫予想

農林省では9月15日現在の31年産米の作柄概況並びに水陸稲作付面積を、10月6日次のとおり発表した。

- ① これによると作付面積は水稲2,954,800町歩で昨年より18,940町歩陸稲は184,729町歩で昨年より6,055町歩それぞれ増加している。
- ② 全国平均作況指数は水稲106%、陸稲87%（半年作柄を100とする）で、8月15日現在の水稲111%、陸稲96%を下回っているのは北海道の冷害と九州の台風被害によるもので、特に北海道は46%と五分作を下回っている。
- ③ 予想收穫量は水稲6,208万石、陸稲170万石で合計7,098万石となり、8月15日現在の7,357万石より259万石の減収となつてゐる。なおこれには台風十五号の被害は含まれないかその被害は10万石程度と予想されてゐる。
- ④ 30年同期の予想收穫量は水陸稲合計約7,903万石であるからこれに比較すると567万石の減収となる。
- ⑤ また30年の推定実收穫7,903万石に比べ約805万石の減収となつてゐる。

全国水稲作況指数及び作付面積

	水稲 (%)	陸稲 (%)	水稲 (町)	陸稲 (町)
全 国	106	87	2,954,800	184,729
道 北	46	33	170,150	16
青 森	109	102	73,090	620
岩 手	115	102	66,240	960
宮 城	118	105	105,280	650
秋 田	116	108	106,420	1,540
山 形	117	114	98,000	470
福 島	112	113	99,620	3,110
茨 城	113	88	94,550	31,200
栃 木	110	84	75,850	21,330
群 馬	110	78	36,400	15,500
埼 玉	108	74	70,970	20,670
千 葉	119	65	101,370	9,150
東 京	105	88	7,220	8,560
神 奈 川	106	112	17,340	10,240
新 潟	104	103	178,580	580
富 山	107	80	73,560	70
石 川	105	106	51,170	8
福 井	113	106	46,620	34
山 梨	110	107	17,300	1,040
長 野	114	71	71,570	670
岐 阜	109	93	62,140	2,580
静 岡	103	100	56,160	4,760
愛 知	102	94	85,650	3,500

町村合併の進捗状況調

町村合併促進法は昭和28年10月1日より施行され31年9月30日をもつて一応の終止符がうたれたが、この3年間に国の合併計画は98%の進捗を見たわけである。各都道府県における町村合併進捗状況並びに町村合併による市町村の増減数調は次のとおりである。

都道府県における町村合併進捗状況 (自昭和28.10.1 至昭和31.9.30)									
都道府県名		国の合併計画に対する進捗状況			都道府県の合併計画に対する進捗状況				
		減少予定町村数	減少町村数	進捗率	減少予定町村数	減少町村数	進捗率		
北海道	北 道	110	49	45	82	49	60	2,240	67,430
	青 森	89	94	106	103	94	91	50	61,390
	岩 手	147	158	107	171	158	92	68	36,570
	宮 城	108	109	101	128	109	85	21	30,310
	秋 田	156	154	99	170	154	91	47	89,260
	山 形	151	170	113	172	170	99	170	28,050
	福 島	257	264	103	270	264	98	140	27,030
東北	茨 城	255	277	109	275	277	101		
	栃 木	95	115	121	127	115	91		
	群 馬	117	111	95	138	111	80		
	埼 玉	221	224	101	242	223	92		
	千 葉	191	186	97	210	186	89		
	東 京	40	40	100	48	40	83		
	神 奈 川	71	81	114	77	81	105		
関東	取 扱								
	山 口	93							
	島 根	94							
	岡 山	87							
	広 島	86							
	山 口	64,250		110					
中部	徳 島	57							
	香 川	64							
	愛 媛	67							
	高 知	55							
		29,760		820					
		36,250		47					
		40,460		330					
		2,900		300					
		33,960							
近畿	福 賀	91							
	佐 賀	88							
	長 崎	69							
	熊 本	80							
	大 分	72							
	宮 崎	107							
	鹿 児 島	104							
		93,590		900					
		53,230		290					
		30,560		1,330					
		74,250		11,730					
		51,700		3,400					
		47,030		6,080					
		1,710		17,923					
		59,690							

新	瀧	254	253	100	267	253	95	佐	賀	75	77	103	98	77	79
富	山	115	108	94	116	108	93	長	崎	82	72	88	80	72	90
石	川	125	127	102	143	127	89	館	本	222	207	93	229	207	90
福	井	104	104	100	109	104	95	大	分	133	132	99	145	132	91
山	梨	138	128	93	146	128	88	宮	崎	24	21	88	29	21	72
長	野	244	201	82	243	200	82	鹿	見	26	47	185	63	47	76
岐	早	192	179	93	204	179	88	合	計	6,273	6,154	98%	6,909	6,154	89%
静	岡	149	166	111	196	166	85								
愛	知	114	114	100	131	114	87								

町村合併による市町村の増減数調

(昭和31.9.30現在)

道 都 府 県 市 町 村 計 市 町 村 計 市 町 村 計															
昭和28年9月30日現在数 昭和31年9月30日現在数 との市町村増減数比較															
三	重	195	191	98	216	191	88	北	海	16	102	160	278	21	111
滋	賀	109	106	97	117	106	91	道	道	3	33	127	163	6	30
京	都	101	98	97	105	98	93	青	森	5	33	183	221	11	26
大	阪	80	91	114	109	91	83	岩	手	5	49	133	187	6	52
兵	庫	217	208	96	222	208	94	宮	城	5	50	170	224	8	39
奈	良	90	70	78	105	70	67	秋	田	4	50	170	224	8	39
和	山	132	130	98	156	130	83	山	形	5	30	187	222	9	29
鳥	取	96	84	88	92	84	91	福	島	5	65	309	379	13	52
島	根	142	131	92	143	131	92								
岡	山	188	175	93	206	175	85								
広	島	226	212	94	229	212	93								
山	口	109	113	104	123	113	92								
徳	島	79	64	82	87	64	75	茨	城	4	54	308	366	15	41
香	川	102	110	108	122	110	90	栃	木	5	37	128	170	10	29
愛	媛	114	150	104	172	150	87	群	馬	5	40	151	196	10	30
高	知	105	104	99	130	104	80	埼	玉	8	49	266	323	18	39
福	岡	153	149	97	163	149	91	千	葉	10	76	198	284	17	71
								東	京	5	19	60	84	8	23
								神	奈	8	35	73	116	13	24

新 潟	7	51	326	384	19	45	79	143	12	6	147	241
富 山	5	28	125	158	8	25	20	53	3	3	105	105
石 川	3	36	141	180	5	34	16	55	2	2	125	125
福 井	4	18	128	150	7	18	24	49	3	—	104	101
山 梨	2	19	171	192	7	31	31	69	5+12	140	123	123
長 野	6	34	338	378	13	43	128	184	7+9	210	194	194
岐 阜	6	55	225	286	12	43	58	113	6	12	157	173
静 岡	12	50	219	281	16	50	53	119	4	—	166	162
愛 知	13	83	121	217	21	57	33	111	8	26	88	106

合 計 285 1,967 7,643 9,895 498 1,904 1,571 3,973 213 63 6,072 5,922

(備考) 増減数欄中の市は常に増、町の増加は+で示し、他はすべて減少を示す。

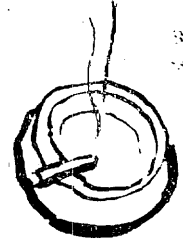


德 島	3	43	82	128	3	42	19	164	—	1	63	64
香 川	3	21	134	158	5	27	18	50	2+	6	116	108
愛 媛	6	41	187	234	10	41	37	88	4	—	150	146
高 知	1	40	129	170	6	30	35	71	5	10	94	99

鳥 取	2	27	106	135	4	30	19	53	2+	3	87	82
島 根	4	34	164	202	8	32	35	75	4	2	129	127
岡 山	9	66	202	277	12	69	24	105	3+	3	178	172
広 島	6	65	258	329	11	89	22	122	5+24	236	207	207
山 口	10	31	129	178	13	34	13	60	3+	3	111	110

三 重	7	37	230	274	12	40	36	88	5+	3	194	186
滋 賀	3	24	133	160	6	41	10	57	3+17	123	103	103
京 都	5	25	119	149	7	36	10	53	2+11	109	96	96
大 阪	17	43	89	149	23	29	12	64	6	14	77	85
兵 庫	14	58	250	322	19	72	28	119	5+14	222	203	203
奈 良	2	32	104	138	6	20	46	72	4	12	58	66
和歌山	4	33	163	200	7	41	25	73	3+	8	138	127

羅三録



K U

地方行政疑義問答集

費用弁償条例に基く調査研究旅費及び 通信費の支給について

(昭三一、七、一八 自内行発第一三三号)
石川県議会事務局長宛 行政部長回答

問一 費用弁償条例第八条により議員に対し定額旅費を一万四千円支給しているが、法改正に伴い、これが支給について従来どおり条例に定めれば差支えないか。

二 法第二百三条五項にいう条例制定の範囲について

三 県政相談室を設置し、全議員相互に一定数連日出勤し、住民一般よりの県政相談及び諸調査研究に資するため通信費の定額支給及び旅費の支給は、その業務からみて条例に特別の定めをすれば支給出来ると思うかどうか。

四 定額旅費及び通信費は、あくまで費用弁償であり報酬の一部ではないと思うが国税庁(税務署)においては、報酬の一部とみて課税を強られてくることがある。このことは法にいう、特別の定め有る

場合の条例規定とむじゆんすると思うかどうか。

五 法第一〇〇条による調査権のため、定額旅費及び通信費は、条例に基いて支給出来るかどうか、この場合の予算は一括議決による政務調査費とした場合かどうか。

六 県職員中、生活改善普及員、森林技術吏員、家畜衛生指導員、保健婦、県税徴収吏員等に対し月額(三日以上に亘る場合)月額(一ヶ月以上に亘る場合)旅費を支給する規定がある。この場合を考慮すれば議会議員等に対して支給できると思うかどうか。

答一 議員に対する定額旅費の支給については、内により承知されたい。
二 質問の意味が明らかでないが、報酬、費用弁償及び期末手当以外の給付を条例により支給することはできない。

三 説問のような例は、正規の議会活動とは認められないのでそれに対し報酬又は費用弁償を支給できない。

四及び五 三及び六により承知されたい。

六 月額及び月額等の定額旅費は例示の如き職務の性質上の常時出張を必要とする職員の出張について、支給されるべきものであつて、議員については、その職務の性質上支給すべきではない。

決算認定のための審査の範囲について

(昭和三一、二、一 自内行発第一号)
事務協議会常任幹事東京都議会議員局長宛 行政課長回答

問一 決算の認定とは執行機関が予算執行の結果を決算書により議会の審査を受け、その執行の適否について批判することにより住民に対し執行機関の事務の公正を確保せんとする越旨のものであると思うかどうか。

二 議会は、決算の認定をしないということが出来るか。決算認定の効

力は、法的に執行機関の責任を解除するほど強いものでなく政治的に対団体及び住民に対する徳義的な責任解除と思うがどうか。

決算が認定されなくても決算の効力に影響はないと思うがどうか。

三 決算審査権の内容は、決算報告書に基き、監査委員審査意見書を根拠として行われ、立証として証書類が付されるのであるが審査において議會は検査機関として行政各庁の一々の収入支出が合法的なりや違法なりやを検査するのではなく県(市町村)の財政上の基本を議決する権限に基いて知事(市町村長)から提出されたある年度の決算を県(市町村)の決算としては認めるかどうかを決するに過ぎないと思うがどうか。

更に、監査委員の権限の如く出納過程の違法又は不当を検査するものではなくて、形式上の決算を実質上の決算たらしむる行為にあると思うがどうか。

四 決算認定のための議會の審査は、監査委員の決算監査についての意見を含めたものに対する総合的なものであつて予算執行が適正に行われたか否か、公共の利益に合致して執行されたか否かを大局的に検討批判するにあると思う。従つて監査委員の監査が事務局に適正に行われたものと推量した場合には議會の審査は事務的な監査にわたることはできないと思うがどうか。

五 決算審査にあたり、計算の正否、予算執行の適否、収入支出の適法性等の審査をなすときに、その証拠書類の検閲が必要となつたとき、その必要限度において議會「委員会」は第九十八条、第一百条による議決なく書類等の提出を求め得るか。その必要限度は前項により限らるべきものであるか。

またその提出を求めることは、議會(委員会)において議員(委員)が単独でできるか。

六 前項の必要限度の書類には、次のようなものを含むか。

1 旅費支出に対し出張目的を具体的に知るための用務を証明する

書類、會議の通知書、復命書及び出張命令簿等の提出

2 修繕料支出の証拠書類の審査のため、その工事設計書、契約書の写等の提出

3 知事、議長等の交際費の費途について、その支出の内容を明確にする書類、殊に議長渡切費についての内容を明確にする書類の提出

七 第二百四十二条にいう証書類とは具体的に何であるか。

八 議會は決算審査にあたり、その審査の過程において書類の提出や、証人等の出頭証言を求める必要を生ずることを予想し、委員会付託と同時に第九十八条、第一百条の権限の委任を行うことはできないと思うがどうか。

九 第九十八条、第一百条の調査権を付与された場合は、その事項の範圍において、書類の記録等、提出を求めることができるはもちろん、必要あるときは、現地調査もできると解すべきか。

答一 お見込のとおり。

二 前段でできる。中段、後段ともに、お見込のとおり。

三 議會の決算報告の認定は、執行機関の行つた出納事務に対して団体意思を確定するための行為であるから、その審査は、概括的審査にとどまつてもさしつかえないが、個々の収入、支出の適否について具体的に審査することが適當である。

四 三により承知されたい。

五 前段、後段ともに、できない。中段「必要限度」とは、一般的には議會で決算の審査のために必要と認められる事項に限られるが、個々の事件について具体的に判断されたい。

六 審査のために必要と認められる限り含まれるものと解するが、交際費の内容、渡切費の内容等経費の性質にかんがみ提出を求めることが適當でないものについては、特別の配慮をすべきものと考える。

七 歳入簿、歳出簿等の会計簿冊、収支命令書及び収支命令の基礎と

なる契約書等の関係書類並びに支出証憑書類決算内容の基礎となる書類及びその説明書の類をいうものと解する。

八 議会において必要があると認める場合においては、委員会付託と同時に、委員会に委任することはさしつかえないものと解する。

九 第九十八条第一項の検査権には、実地検査も含まないが第百条の調査権によれば実地調査をすることができる。

(註 釈)

一 地方公共団体の決算は、議会の認定があつてはじめて当該団体としての意思が確定するのであるが、議会の決算認定は、過去における執行機関の財政的責任を解除するとともに、将来に向つて執行機関の財政処理方針に事実上の影響を加えることとなるものではあるが、決算上の収支の効力を変更するものではなく、いわゆる確認行為である。従つて、議会が決算を認定しない場合においても、結局決算の認定如何が決算の効力を左右するものではないから、もし議会において決算を不当なりとすれば、議会は執行機関たる長に対し、その政治的、道義的責任と反省を促す途があるだけである。

二 議会が決算の認定議決をするにあつて、監査委員の監査結果とともに充分審議する必要があるわけであるが、監査委員の行う決算の審査は、予算執行の不当又は違法合法を審査するものであり、直接決算確認の効力を有するものではない。従つて、議会としてはあくまで独自の立場から概括的審査は勿論のこと、個々具体的収支に関する事項にわたつて審査することが必要である。故にかりに監査委員の審査の結果特に非難すべき点がなかつたとしても、議会としてはさらに議会の立場から、執行機関の過去にける財政運営、あるいは将来における財政処理方針等総合的な検討をなされなければならない。

三 議会が決算審査にあたり予算執行の適否、収入支出の適否等につき、その証拠書類の検査が必要となつた場合、その必要な限度において書類の提出を求めるところは差支えないが、元来議会の行う検査（自治法九八）調査（自治法一〇〇）の権限は議会に与えられたものであつて、議員個人に与えられたものではない。従つて、特に検査や調査の必要があれば、議会の議決によつて議会としての機関意思を決定すべきである。議決もなくして議員が職員をつかまへ「あの書類を見せろ」とか「これはどうなつてゐるのか」と調べることは許されな

い、このような場合は、長はその要求を拒むことができる。

四 議会が長に対して証拠書類の提出を求めることは、決算の審査上当然のことであるから、少くとも決算の審査のために必要と認められる限度において提出を求めることができる。従つて設問（六）の如き証拠書類について、提出を求めることも可能であらう。しかしながら、決算とはほぼ繰速い事項で、単に長に対するいやがらせのためのものであつてはならないことはいふまでもない。又交際費については、現行法上他の経理と、別個の経理手続が要求されているわけではないから、監査委員の監査あるいは議会の決算審査上も法律上当然審査の対象となるわけであるが、交際費の特殊な性質上その審査については、ある程度の配慮を加えることが望ましいと解されている。

五 議会が決算審査の過程において、書類の提出や証人等の出頭証言を求める必要を生ずることを予想して、委員会に付託と同時に検査（法九八）の権限を委任することは差支えないが、前述する如く、これらの権限は議会そのものの権限であるから、議会の議決により委任することが必要であり、その実施について議会外に対しては、議長名をもつて行うべきで、常任（特別）委員会名あるいは委員長名で行うことはできない（昭二四、四、一一行政実例。）

なお地方自治法第九十八条に基づく議会の検査権については、実地検査は含まないのであるから、特に実地検査の必要があれば、監査委員に請求して監査せしめ、その結果につき報告を求めることとなる。

圖書室だより

各官公庁・その他よりの受贈圖書

図書名	受贈先
図書総合目録 二九年	国会図書館
統書春秋 八号	同
国会図書館公報 七号	同
洋書速報 十、十一号	同
資料月報 九十一号	同
文部広報 一五〇一五号	文部省
文部統計速報 八十号	同
教育委員会月報 七十一号	同
へき地教育の調査報告書 三十年	同
地方教育費の調査報告書 二九年	同
百貨店販売統計月報 八月号	通産省
通産統計速報 七月号	同
鉄鋼統計月報 七月号	同
窯業統計月報 七月号	同
ゴム統計月報 七月号	同
日用品統計月報 七月号	同
皮革統計月報 七月号	同
建材統計月報 七月号	同
通産統計月報 七月号	同
経済分折 二十一号	同
紙パルプ統計月報 八月号	同
石炭生産統計月報 八月号	同
石炭需給統計月報 八月号	同
コークス統計月報 八月号	同

機械統計月報 七月号	同
林野時報 七月号	農林省
森林防疫ニュース 七号	同
農業情報報 四十二号	同
漁船統計表	同
例規類集別冊加除訂正書 一号	郵政省
郵便配達局名便覧訂正書 十二回	同
郵政統計月報 八月号	同
海外通信だより 十四号	同
業務研究 七十八号	電々公社
施設 八月分	同
海上保安統計月報 四月分	海上保安庁
海上保安庁公報 三三八号	同
図書館だより 七号	同
厚生広報	厚生省
資料月報	同
毎月勤労統計調査結果表 五月号	労働省
毎月労働災害統計調査結果表	同
週刊労働 五九七五号	同
納本週報 三〇三三三三三三	国会図書館
アメリカ大統領選挙の手引	アメリカ大使館
世界の動き 五十四号	外務省
レファレンス 六十七、六十八号	調査立法考査局
国会旬報 三十九号	国会資料協会
自治春秋 九月号	第一法規出版社
通産旬報 八十五、八十六号	通産大臣官房
出版ニュース 八月分	当貴堂
さつばろ経済 二七号	札幌商工会議所
千島調査書	領土復帰北方産業対策本部

下北半嶋史	青森県下北郡 大畑町長
北海道概況 三十年版	道総務部財政課
浜益村勢要覧 三十一年版	浜益村長
旬刊広報 二〇五号	道弘報課
びぶろす 九号	国立国会図書館
農業試験場研究 七十一号	道立農業試験場
北海道統計 一二四号	道総務部 文書統計課
総合開発	道開発協会
北海道自治 八、九月号	道自治協会
神奈川県議会月報 五、六月号	神奈川県 議事事務局
那馬県議会時報 八月号	那馬県議事事務局
福島県議会時報 一号	福島県議事事務局
鹿児島県議会時報 一九号	鹿児島県 議事事務局
岩手県財政報告書 第十七回	岩手県議事事務局
埼玉県議会時報 二十号	埼玉県議事事務局
広島県議会時報 九号	広島県議事事務局
静岡県議会時報 十七号	静岡県議事事務局
鳥取県会 七、八合併号	鳥取県議事事務局
石川県議会月報 十六号	石川県議事事務局

昭和三十一年十月二十日発行

北海道議会時報（第八卷第十号）

編集 北海道議会議務局調査課

発行 北海道議会議務局

九月のメモ

- 1 ○ソ連でまた核爆発、前回より強力とア米大統領発表。
○石狩川のサケ漁始まる。
 - 2 ○日・ソ交渉国民大会開かる。(東京)
 - 3 ○重光、松本両全権帰国。
○南極観測隊の陣容決る、永田隊長以下五十三名。
○ソ連除入隊令布告。
 - 4 ○第十九回全道市議会議長会定期総会開かる。(十勝)
 - 5 ○第十五次中共引揚船興安丸、戦犯等六百二十八名を乗せ舞鶴に入港。
○ブソ連首相、「鳩山首相の訪ソ期待」とチ公使を通じ口頭で伝言。
 - 6 ○国際遺伝学会始まる。(東京)
 - 7 ○来年の国休開催地静岡に決る。(閣議決定)
○本道の冷害状況纏る、被害総額三六〇億、作付面積の九四%。
(八月二十五日現在)
 - 8 ○台風十二号北上、中国、四国も暴風雨圏内へ、鹿児島で百三十戸浸水。
 - 9 ○久邇親王さん(皇后の御生母)死去。
 - 10 ○南甕庁の明年度開発予算要求案内定、三百九十一億八千万円。
○十二号台風樺太方面に抜ける。
 - 11 ○魚津市(富山県)で大火、千四百戸焼く。
 - 12 ○地方行政協議会長(支庁長)会議開く。
○カニ母船開洋丸(日魯)焼く、損害三億円。(小樽港)
 - 13 ○本道上半期の労働白書発表。
○道冷害対策連絡協議会第一回会合開く。
 - 14 ○農相、米の統制並びに現行価格を維持する旨言明。
 - 15 ○清瀬文相来道、高校入学選抜問題について文部省は道教委に対して指導という態度をとる旨言明。
○中共第八回全国代表者大会開く、劉委員長、台湾問題は平和交渉で解決と言明。
- 16 ○北大創基八十年記念式典挙行。
○土木部長に三丁目喜一郎氏、土木部次長に瀬藤智雄氏発令。
○ナセル大統領、利用団体の運河通行許さずと言明。
○大相撲秋場所始る。
 - 17 ○第七回全道労働協定期大会開く。(定山溪)
 - 18 ○農林省三十一年度集約酪農地域を指定、本道は十一地区。
○希望配給米の価格四段階制決る、北海道は乙地。
 - 19 ○全道社会福祉大会開く。(札幌)
 - 20 ○領土棚上げ反対国民大会開かる。(東京)
 - 21 ○松本全権出発。
○全日本婦人協議会主催の日・ソ交渉問題国民大会開かる。(東京)
 - 22 ○国際原子力機関設立総会開く。(国連本部)
 - 23 ○伊藤教育長辞任。
○第三回定例道議会開く。
 - 24 ○原水爆禁止日本協議会、核兵器実験の開始に対しブ・ソ連首相に抗議文提出。
 - 25 ○駐留軍労組スト解決、新制裁規程で組合側譲歩。
 - 26 ○英、仏スエズ問題で国連に提訴。
 - 27 ○領土問題の継続審議について、ソ側意向打診のため、松本全権モスクワ到着。
 - 28 ○洞爺丸三年忌法要行はる。(函館)
 - 29 ○関西線で列車川に転落、行方不明十二。
 - 30 ○張韓国副大統領阻撃さる。
○大雪山に初雪。
 - 31 ○領土問題継続審議の交換公文に松本、グ次官が署名。
○道農村連盟結成さる。委員長に石川清一氏。
○大相撲秋場所終る。鏡里四度目の優勝。